

## 学校伝染病による出席停止扱いについて

下記の学校伝染病（第 1～3 種）は感染力が強いので、病気の蔓延を防ぐために、登園・登校をひかえていただきます。お休みの間は「出席停止」になり、欠席扱いにはなりません。

登園・登校する際には「許可書」が必要になります。病院で書いてもらい、必ず提出をお願いします。

	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ熱 ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・ジフテリア・天然痘 A型インフルエンザ（H5N1） 南米出血熱	治癒するまで  * 法定伝染病
	インフルエンザ	
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで。また 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺また舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が力皮化
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	伝染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症・コレラ 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス <u>その他の感染症</u> →溶連菌感染症・ウイルス性肝炎 伝染性紅斑・ヘルパンギーナマイコプラズマ感染症・手足口病 流行性嘔吐下痢症・流行性膿痂疹など	伝染のおそれなくなるまで